

解説①

評価機構が行う機関別認証評価と 今後の方向性について

◆日本高等教育評価機構（JIHEE）について

公益財団法人 日本高等教育評価機構

JIHEE

Japan **I**nstitution for **H**igher **E**ducation **E**valuation

- 設立母体＝日本私立大学協会
- 財団設立＝平成16年11月25日
- 公益財団法人設立＝平成24年4月1日
- 目的及び事業

主な事業

- 教育研究活動等の評価事業
大学機関別認証評価／短期大学機関別認証評価／
ファッション・ビジネス系専門職大学院認証評価
- 評価員の養成
- 評価に関する調査・研究
- 広報及び啓発活動：広報誌等の刊行／情報公開

◆ JIHEE評価校数の推移

(1) 大学機関別認証評価(平成17年7月認証)

会員大学 354大学(公立4校、私立350校)

受審大学 272大学(第1期 H17-22)

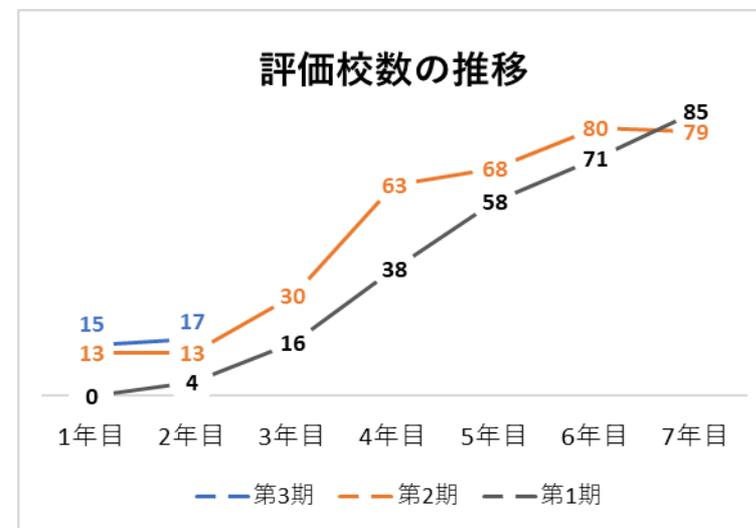
346大学(第2期 H23-29)

平成29年度 大学機関別認証評価 79大学

再評価 5大学

私立大学の58%が加盟

年度	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
受審大学	—	4	16	38	58	71	85
年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
受審大学	13	13	30	63	68	80	79
年度	H30	H31	2020	2021			
受審大学	15	17	34	53			



※2020年度以降は意向調査結果から

◆ JIHEE評価校数の推移

(2) 短期大学機関別認証評価（平成21年9月認証）

会員大学 18短期大学
 受審大学 16短期大学（第2期、平成29年度まで）

平成29年度 短期大学機関別認証評価 7短期大学

年 度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
受審短期大学	—	—	1	3	2	3	7
年 度	H30	H31	2020	2021			
受審短期大学	—	1	2	8			

(3) ファッション・ビジネス系専門職大学院認証評価（平成22年3月認証） 受審大学院 1大学院（平成28年度まで）

平成27年度 ファッション・ビジネス系専門職大学院認証評価 1研究科

年 度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
受審大学院	1	—	—	—	—	1	—	—	—	—

◆ 認証評価制度のこれまでの流れ

認証評価（機関別認証評価の周期）

○ 第1期 2004年～2010年（認証評価による質保証）

- 法令等のチェック中心
- 我が国の高等教育の将来像（答申）・・・2005年

○ 第2期 2011年～2017年（自己点検評価の有効性）

- 学士課程教育の構築へ向けて（答申）・・・2008年
三つのポリシー（ディプロマ、カリキュラム、アドミッション）と
学修成果
- 中長期的な大学教育の在り方に関する第2次報告・・・2009年
内部質保証（各大学の自己点検・評価の結果が教育の
質の向上に活用される仕組み）

※保証されるべき質とは、学生の学びの内容と水準

○ 第3期 2018年～2024年（内部質保証の機能性）

認証評価制度の改善に関わる省令
（いわゆる細目省令）改正

◆ 認証評価制度の方向性

- 認証評価制度の改善に関わる省令（いわゆる細目省令）改正
→平成30年4月1日施行

1. 大学基準において定める評価事項関連

大学評価基準に以下の内容を追加すること

- • 三つのポリシー（卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針並びに入学者の受入れに関する方針
- 内部質保証（教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組み）

重点評価項目を設定すること

- • 大学評価基準の項目のうち、内部質保証については、重点的に認証評価を行うこと

設置計画履行状況等調査との連携を図ること

- • ACにおいて「是正意見」「改善意見」が付された大学に対する評価では、当該意見に対して講じた措置を把握すること

◆ 認証評価制度の方向性

2. 評価の質の向上

認証評価機関の自己点検・評価の義務化

- 認証評価機関は、大学評価基準、評価方法、評価の実施状況並びに組織及び運営の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表すること

評価機関におけるフォローアップ

- 認証評価機関は、評価の結果、改善が必要とされる事項を指摘した事項について、大学からの求めに応じて再度評価を行うよう努めること

認証評価における社会との関係強化

- 認証評価機関は、その評価方法に、高等学校、地方公共団体、民間企業等の関係者からの意見聴取が含まれること

◆ 第3期（2018年～）の認証評価システム

システム変更の7つのポイント

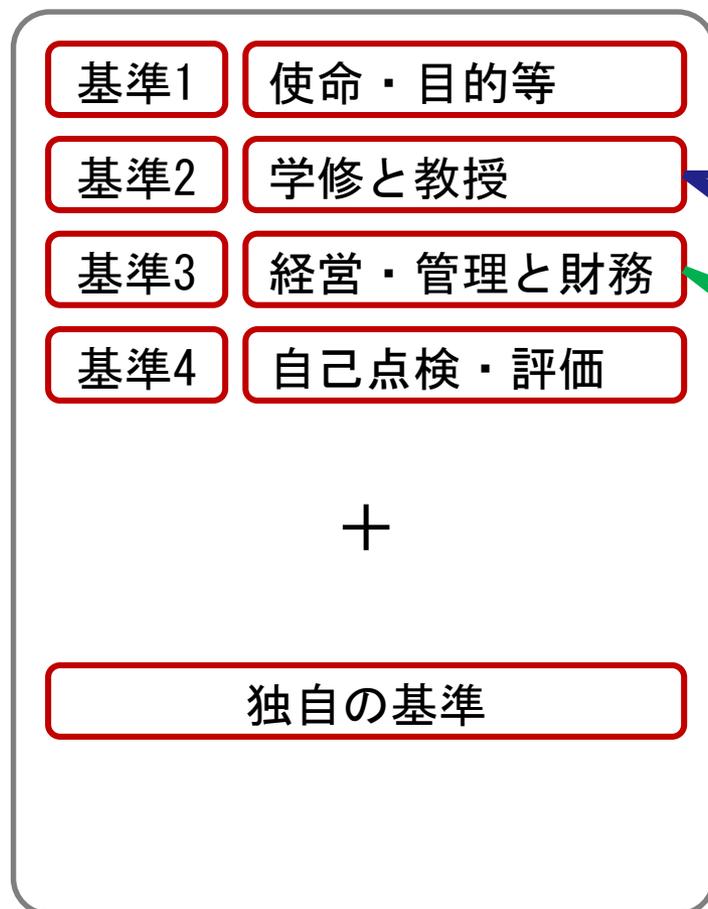
1. 内部質保証機能を重視
2. 特色の明確化
3. 他の質保証制度との連携
4. 評価の効率化
5. 大学の優れた取組みの積極的公表
6. 評価結果の記載方法の工夫
7. フォローアップシステムの充実

◆ 評価基準等

1. 内部質保証機能を重視

第2期の評価システム

第3期の評価システム



基準項目:22 評価の視点:51

基準項目:23 評価の視点:56

◆ 日本高等教育評価機構の対応

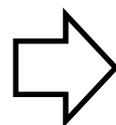
2. 特色の明確化

独自基準：六つの「基準」のほかに、個性・特色として重視している領域

特記事項：特筆したい特色ある教育研究活動や事業等

第2期の評価システム

独自の基準



第3期の評価システム

独自の基準

+

特記事項

◆ 日本高等教育評価機構の対応

3. 他の質保証制度との連携

- 設置計画履行状況等調査を踏まえた評価

エビデンス集（資料編）

【資料F-14】 設置計画履行状況等調査結果への対応状況

直近のもので、「改善意見」「是正意見」「警告」の各指摘に対する改善状況が分かる資料。指摘がない場合は「該当なし」、過去に同調査を受けたことがない場合は、その旨を記載

- 過去の認証評価結果を踏まえた評価

エビデンス集（資料編）

【資料F-15】 認証評価で指摘された事項への対応状況

直近のもので、改善報告が求められた指摘に対する改善状況が分かる資料を提出。今回が初めての認証評価である場合や指摘がない場合は「該当なし」と記載

◆ 日本高等教育評価機構の対応

4. 評価の効率化

- 法令遵守状況一覧のチェックリスト化
遵守状況を「○」「×」、状況説明を簡潔に文章で記載
- 認証評価機関で共通の基礎データ様式の活用
認証評価機関連絡協議会・・・大学改革支援・学位授与機構、大学基準協会など、13機関が参加
- 提出資料のデジタル化
紙媒体→PDFに変更
 - エビデンス集（データ編）
 - シラバス など

◆ 日本高等教育評価機構の対応

5. 大学の優れた取組みの積極的公表

- 優れた点の基本的な考え方の見直し
 —優れた点を多く取り上げ積極的に公表する方向で

新	旧
<p>使命・目的及び質保証などに照らして、「優れている」と判断した事項です。 全て公表されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 質の保証及び向上に寄与する取組み ◆ 個性・特色があり一定の成果を挙げている取組み ◆ 先進的で一定の成果を挙げている取組み ◆ 十分に成果を挙げている取組み ◆ 十分に整備され、機能している取組み ◆ 他大学の模範となるような取組み 	<p>大学のみに通ずる事項と公表する事項があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 使命・目的などに照らして、「優れている」と判断した事項 ◆ 他大学の模範となるような先進的な取組みであり、かつ十分に成果を上げている場合

◆ 日本高等教育評価機構の対応

6. 評価結果の記載方法の工夫

- 評価報告書の総評を変更
(評価結果を社会一般に対して分かりやすく発信)

II 総評

「基準1. 使命・目的等」について
建学の精神にある社会人また・・・

○・・・対応していることは高く評価できる。

「基準2. 学生」について

入学者の受入れ方針は明確化され・・・。

○・・・教育につなげている点は評価できる。

・

・

「基準6. 内部質保証」について
自己点検・評価は、・・・。

各基準項目の
「優れた点」を
コピーして記載

◆ 日本高等教育評価機構の対応

6. 評価結果の記載方法の工夫

- 評価報告書の総評を変更（続き）

「基準6. 内部質保証」について
自己点検・評価は、.....。

総じて、大学は建学の精神に基づき..... 着実な大学
運営を行っている」と評価できる。

これまで通り
独自基準のタイトル
のみ記載

使命・目的に基づく「大学独自の基準」として設定されている、「基準A.社会貢献」については、基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下の通り。

1. ○○○○○○
2. ○○○○○○
3. ○○○○

特記事項のタイトル
のみ記載

◆ 日本高等教育評価機構の対応

7. フォローアップシステムの充実

- 改善報告書等の提出及び審査方法の簡略化

提出方法の簡略化→電子データ

審査結果「改善が認められた」

「改善傾向にあるが、今後の成果が望まれる」

「改善が認められない」

結果のほかに、「所見」を付す場合もある

- 受審した大学から講評や相談等への対応（随時）

大学の内部質保証の充実を図る

- 再評価の範囲の変更

第2期・・・満たしていない基準項目

第3期・・・満たしていない基準項目の「改善を要する点」

◆ 高等教育の動向と今後の方向性

● 専門職大学・専門職短期大学の制度化⇒平成31年4月1日施行

1. 目的

深く専門の学芸を教授研究し、専門職を担うための実践かつ応用的な能力を育成・展開する

2. 学位

「〇〇学士（専門職）」 「〇〇短期大学士（専門職）」

3. 教育課程

- 4年制を2年又は3年の前期、1年又は2年の後期で区分できる
- 産業界との連携（教育課程連携協議会の必置）
- 実習科目は必修（20単位または40単位）
→実習科目中に企業等での「臨地実務実習」を含む（半数以上）
- 他の教育機関との連携（入学前の既修単位の認定）
- 一授業のクラスサイズ40人以下が原則

◆ 高等教育の動向と今後の方向性

● 専門職大学・専門職短期大学の制度化⇒平成31年4月1日施行

4. 教員

4割以上実務家教員

→半分以上は研究能力を有する者

→半分以内は「みなし専任教員」（6単位以上、責任あり）

5. 認証評価

機関別認証評価を受けるとともに専門分野別認証評価の義務化

6. 平成31年4月開設

専門職大学2校、専門職短期大学1校

令和2年4月開設 申請学校数
専門職大学15校、専門職短期大学5校

◆ 高等教育の動向と今後の方向性

● 大学・短期大学の専門職学科の制度化⇒平成31年4月1日施行

1. 目的

深く専門の学芸を教授研究し、専門職を担うための実践かつ応用的な能力を育成・展開する

2. 学位

「学士（〇〇専門職）」 「短期大学士（〇〇専門職）」

3. 教育課程

- ~~4年制を2年又は3年の前期、1年又は2年の後期で区分できる~~
- 産業界との連携（教育課程連携協議会の必置）
- 実習科目は必修（20単位または40単位）
→実習科目中に企業等での「臨地実務実習」を含む（半数以上）
- 他の教育機関との連携（入学前の既修単位の認定）
- 一授業のクラスサイズ40人以下が原則

◆ 高等教育の動向と今後の方向性

● 大学・短期大学の専門職学科の制度化 ⇒ 平成31年4月1日施行

4. 教員

- 小規模を想定した基準を新設
- おおむね4割以上実務家教員
 - 半分以上は研究能力を有する者
 - 半分以上は「みなし専任教員」でも可
(条件：6単位以上の科目担当、責任あり)

5. 認証評価

- 機関別認証評価のみ義務化
- 教育課程連携協議会、進路に関すること等の評価を加える

6. 令和2年4月開設 申請学校数

1 大学 1 専門職学科

◆ 高等教育の動向と今後の方向性

- 2040年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申）
2018.11.26 中央教育審議会



この答申を踏まえ、今後、法改正等の必要な対応に着手

I. 2040年の展望と高等教育が目指すべき姿

…学修者本位の教育への転換…

- 2040年に必要とされる人材像と高等教育の目指すべき姿
- 2040年を見据えた高等教育と社会の関係

II. 教育研究体制 …多様性と柔軟性の確保…

- 多様な教員・多様な学生・多様で柔軟な教育プログラム
- 多様性を受け止める柔軟なガバナンス等・大学の多様な「強み」の強化
 - 国公私を通じて教育研究の高度化、経営力の強化を目指す

大学の連携・統合等

◆ 高等教育の動向と今後の方向性

- 2040年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申）
2018.11.26 中央教育審議会

Ⅲ. 教育の質の保証と情報公表 …「学び」の質保証の再構築…

教学マネジメント特別委員会の設置

- 全学的な教学マネジメントの確立
- 学修成果の可視化と情報公表の促進
- 教育の質保証システムの確立
 - 設置基準の見直し
 - **認証評価制度の充実**（法令違反等に対する厳格な対応）

学生調査（1年生、4年生対象）

- 自己評価書の見直し、効率化、特色ある教育
研究活動を積極的に発信
- 評価基準に適合しているか否かを認定（○又は×）
- 受審期間の見直し
- 学修成果等に関する情報公表の活用や大学
同士の比較、経年比較で改善状況を確認

◆ 高等教育の動向と今後の方向性

- 2040年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申）
2018.11.26 中央教育審議会

IV. 18歳人口の減少を踏まえた高等教育機関の規模や地域配置

…あらゆる世代が学ぶ「知の基盤」…

- 高等教育機関への進学者数とそれを踏まえた規模
- 国公私の役割
- 地域における高等教育

V. 各高等教育機関の役割等

…多様な機関による多様な教育の提供…

- 専門職大学・専門職短期大学、短期大学、高等専門学校、専門学校
- 大学院における特有の検討課題

VI. 高等教育を支える投資

…コストの可視化とあらゆるセクターからの支援の拡充…

- 2040年の我が国の高等教育

◆ 高等教育の動向と今後の方向性

• 学校教育法等の一部を改正する法律案（審議中）

2020年4月1日施行予定

1. 学校教育法の一部改正

- 認証評価—評価基準に適合しているか否かの認定を義務付け
- 不適合の大学に対して、文科大臣が報告又は資料の提出を要求

2. 私立学校法の一部改正

- 大学設置の学校法人—認証評価結果を踏まえて事業に関する中期的な計画等を作成
- 大学設置の学校法人—財務書類等の公表
- 監事の牽制機能の強化等、役員の職務及び責任に関する規定の整備 等

3. 国立大学法人法の一部改正

- 国立大学法人東海国立大学機構の創設（岐阜大学と名古屋大学を設置）
- 国立大学法人が複数の大学を設置する場合—大学総括理事の設置が可能
- 理事4人以上の法人は、理事に学外者の理事を複数含めること 等

4. 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法の一部改正

- 国立大学法人等の運営基盤の強化を図るための情報収集・分析を業務に追加 等